

# 自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.13 (2021.12.25)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

## 目次

- ① 「時には昔の話を」 P1・2
- ② 提訴しました（チラシ配置拒否事件） P2~4
- ③ 「陳情不上程告発裁判」第7回口頭弁論報告 P4~5
- ④ メールより P6~9
- ⑤ 『ウイシュマさんを知っていますか?』 P9~10

## 時には昔の話を

作曲・作詞・歌：加藤登紀子

時には昔の話をしようか  
通いなれた なじみのあの店  
マロニエの並木が窓辺に見えてた  
コーヒーを一杯で一日  
見えない明日を むやみにさがして  
誰もが希望をたくした  
揺れていた時代の熱い風にふかれて  
体中で瞬間を感じた そうだね

道端で眠ったこともあったね  
どこにも行けない みんなで  
お金はなくても なんとか生きてた  
貧しさが明日を運んだ  
小さな下宿屋にいく人もおしかけ  
朝まで騒いで眠った  
嵐のように毎日が燃えていた  
息がきれるまで走った そうだね

一枚残った写真をごらんよ  
ひげづらの男は君だね  
どこにいるのか今ではわからない  
友達もいく人かいるけど  
あの日のすべてが空しいものだ  
それは誰にも言えない  
今でも同じように見果てぬ夢を描いて  
走りつづけているよね どこかで



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

ご自由に  
お持ちください

## 「時には昔の話を」によせて

「自由と人権津伸 NO.11」で日大闘争のことを取り上げた。

この通信を市内で配ったり、知人友人に配信していても、今までこれといった反応はなかったのだが、この号ばかりは違った。何人かの方から直接・間接にお言葉をいただいた。その中には日大闘争の渦中にいたという方もあった。

1960年代後半から70年代にかけて学園闘争があり、時代は熱をおび、時に燃え上がった。あの時代のあの空気を知っている人たち（私もその一人ということになるだろうが……）にとっては、けして過去にあったできごとではなく、今も心のどこかでう蠢き続けていることだからだろう。

こんな小さな街で、少数とはいえ、複数の人と同じ感性を分かち合える。それは、あの時代の波がそれほど大きく、普遍的な影響力を持っていたということだろう。

冒頭に掲げた加藤登紀子の歌は、アニメ「紅の豚」のエンディングテーマ曲として有名だが、あの時代の共有体験をベースとして作られたものではないかと、勝手に想像している。

そのように思っこの歌を聞くと、（友に対する思いか、自己愛かは分からぬが）涙があふれそうになる。センチメンタルな懐古趣味と言われればそのとおりだが、年末のひと夜くらい、またそれもいいだろう。



## 提訴しました

### 一東大和市立中央公民館長によるチラシ配置拒否事件一

「東大和市立中央公民館長によるチラシ配置拒否事件」について、10月8日付で審査庁（東大和市長）から却下の決裁書が届いたことは「自由と人権通信 NO.10」ですすでにお伝えしたところです。「却下」というのは、門前払いのこと。この場合は、そもそも申し立ての対象にはならないということ。

行政不服審査というのは、処分を下した（チラシ配置拒否をした）当事者がその裁定に問題があったか否かを判定するものですから、初めから過大な期待は抱いてはいませんでした。それでも、行政不服審査法（以下、「審査法」と略す）の目的や内容に忠実に従って実施すれば、当該処分の適、不適が判断されることになり、ひいては「行政の適正な運営を確保すること」（審査法第1条）にも資することになるだろうという、一定の期待がなかったわけではありません。しかしそれはとんでもない幻想であるということが、改めて分かりました。

裁定書では、処分の不当性が認められた場合において、申立人（私です）が得られる社会的な利益の有無のみに焦点を絞り、その結果「利益無し」と判断し、却下という結論を導いています。市は当該処分の適否について判断をせず、事件の本質を回避していると言わざるをえません。そのため、審査法第1

条の本来の目的「国民の権利利益の救済を図る」が全く機能せず、市当局が総体として身内をかばう構造が露呈している形になっています。このように、審査法の適正な運用がなされていないことは明白です。

当該処分には、憲法第 21 条の表現の自由の侵害の事実があり、同第 13 条の個人の尊厳に対する許しがたい侵犯があります。申立人は東大和市長を被告とし、上記事実によって傷つけられた精神的損害に対し、12 月 21 日、損害賠償請求訴訟を東京地裁立川支部に提訴しました。今後は損害賠償請求訴訟の原告として裁判に臨むこととなります。

今後、この訴訟についても随時お知らせしていくこととします。ご支援・ご協力、ご注目ください。以下、東京地裁に提出した訴状（要旨のみ）を掲載します。



## 訴状

### 第 1 請求の趣旨

- 1 被告は原告の精神的な損害に対し、10 万円、及び 2021 年 2 月 24 日から支払い済みまで年 3%を上乗せした金額を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求めらる。

### 第 2 請求の原因

- 1 2021 年 2 月 24 日に原告が東大和市立公民館への配置申請した「裁判ごっこ」チラシ 1（甲 1 号証）に対し、被告（受付担当 東大和市立中央公民館長 ■■■■■）が、口頭により不当なチラシ内容の改変要求を行い、チラシの内容は「裁判ごっこ」チラシ 2（甲 2 号証）のごとく改変させられた。これらの改変要求は、法的根拠に基づかず、館長個人の感覚のみを根拠にした違法な要求であり、権限の行使である。
- 2 原告は本来広報されるべきであった表現内容を被告によって不当に改変され、あわせて個人としての尊厳を侵されることとなった。このことは憲法第 21 条が保障する表現の自由の侵害にあたると同時に、憲法第 13 条によって守られるべき個人の尊厳を踏みにじる行為である。

原告は、これら被告の行為により著しい精神的苦痛を受け、重大な精神的損害を被った。被告には、原告が被った損害を賠償する責任がある。被告はその慰謝料として原告に対し 10 万円を支払うよう求める。

### 第3 本訴に至る経緯の概要

1 2021年2月26日、原告は行政不服審査法第2条に基づき審査請求書を提出した。窓口で申請文書の文言の訂正を求められ、原告は東大和市長尾崎保夫に対する審査請求「東大和市立中央公民館が、2021年2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ（添付資料）設置申請に対する口頭による不許可処分」と変更し、3月10日に審査庁に受理された。

2 しかるに審査庁である東大和市は、行政不服審査法の目的、趣旨を歪め、自らの保身を念頭に、もっぱら審査申立人（原告）の利益の有無のみを判断基準として、同年10月8日に却下の裁定を下した。

本来であれば、処分庁である東大和市立中央公民館長■■■■のなした行為が違法であるか否かを裁定すべきであった。そのことにより、行政不服審査法の目的のひとつである「国民の権利利益の救済を図る」（同法第1条）ことができるばかりでなく、もう一つの目的である「行政の適正な運営を確保すること」（同上）にも寄与することも可能になる。行政はこのような機会をみずから放棄したのである。

3 原告は、行政不服審査請求による国民の権利利益の救済、ならびに行政の適正な運営を確保することはこれ以上困難であると判断し、本訴訟に踏み切ったものである。

※ここで述べられている「東大和市立中央公民館長」とは、2021年12月現在の館長の前任者である。



## 一陳情不上程告発裁判 第7回口頭弁論報告一

### 次回は最終準備書面提出となりました

12月9日（木曜）、東京地裁立川支部の5階ラウンド法廷で第7回目の口頭弁論が開かれた。

当日もこれまでの弁論と同様に6名の傍聴人に参加いただいた。心強くもありがたいことである。

この日は被告側からは証拠として全国町村議長会が編集した『議員必携』なる書籍の写しが提出された。これを証拠として提出した被告の意図は「陳情は法的保護を受けるものではない」「従来陳情については請願と同様の取り扱いをする町村が多かったが最近、（会議に上程せず）単なる資料配布扱いをする件数がふえてきている」（カッコ内は筆者加筆）のようだ。

この「町村議長会」の編集というのがくせ者だ。確かに陳情を請願と同様に扱わず、そのコピー配布で済ませている自治体は決して少なくはないが、一般的に都市部よりは地方のほうが、また市区分より

は町村の方がその傾向は強い。本件が東大和市議会での案件であるにも関わらず、なぜ町村議会での例を持ち出すのか。どうして市区議会での例を示さないのか。そこに意図的なものを感じてしまう。

これについては次回原告準備書面（6）で反論しなければならない。

そもそもこんな「議院内常識」を書き連ねた本が、証拠能力を持つのか否か疑問ではある。「議員諸君、書を捨てて街へ出よう！」と叫びたい。

原告の証拠としては隣接する東村山市議会と小平市議会での例を取り上げた。

2019年東村山市議会6月定例会において、令和元年陳情第10号、「運動公園のSL（D51）を補修・保存し、子どもたちの夢や文化遺産を大切に作る取り組みを求める陳情」を委員会付託せず、本会議で「みなし不採択」としている。

また、2000年小平市議会3月定例会において、平成12年陳情第79号「鷹の台駅前マンション建設計画について」を「みなす採択」（傍点原告）としている。

上記事実は、東大和市議会会議規則第130条ただし書き「ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」が、被告の主張するような「議長預かり」を意味するものではないことの証拠となる（条文番号こそ違おうが、同様の会議規則が両市にもある。）。

被告側からも次回の準備書面でどのような反論が出るか楽しみである。

ところがである、そのように冷静の考えられたのは弁論が終了し、自宅に戻ってから。裁判長からは、「被告・原告とも主張は出尽くしたと思われるので、今回は最終準備書面でいいか」という問いかけがあった。被告はすぐに了解した。原告である自分は、えっ、これで終わり？ という感想を持ったのみで、ひとことの反論もできなかった。反論どころではない。何と云えばいいのか対応できなかったというのが正直なところ。そのままの流れで、「では、そういうことで」と結論が出てしまったのである。

ドシロウトの悲しさといったところだろうか。情けなくて涙が出る。以前には、市議会議長や運営委員長長の承認申請も視野に入れていたにもかかわらず、そんなことは全く思いつきもしなかった。

しかしそのように決まった以上は、上記の反論も取り込んで、最終準備書面作成に向けて全力を振り絞るしかない。みなさん、これに愛想をつかさず、今後ともお付き合いください。



## 第8回口頭弁論案内

日時：2020年2月3日（木） 午後2時30分  
場所：東京地裁立川支部5階ラウンド法廷  
※傍聴希望者は 午後2時15分 5階待合室集合

## 裁判ごっこ(第4回)

事件名：損害賠償請求事件  
被告：東大和市（東大和市議会）  
原告：東大和市内外市民  
開廷日時：1月15日（土）午後1時30分から  
法廷：東大和市立中央公民館視聴覚室

2020年2月、「東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情が、東大和市議会で「議長預かり」として、不当にも審議すらされなかった事件についての裁判経過、そして同月、この裁判に関する集会チラシが、中央公民館長の恣意的な判断で書き換えさせられた事件の提訴について話し合います。

裁判をサカナに、カンカンガクガク、言いたい放題、みんなで話し合いましょう。



## メールより

【はじめに】

昔なら書簡集というのがあった。もちろん今でも手紙は意思疎通の重要な手段であることは間違いないが、メールや SNS に取って代られた領域は少なくないだろう。だからそのうち、「メール送受集」なるようなものが現れるかもしれない。

ということで、今回は自分の出したメールから個人的な内容に関わるところをカットして掲載します。

### 【Kさんへの返信】

※ 日本国憲法の解釈に絡んで「国家無答責」を問題にしている K さんのメールに対する返信である。

自身としては、この言葉に対する理解と関心が薄いことははじめに告白しておきます。

誤字訂正も含め、内容も一部修正してあります。

\*\*\*\*\*

参考になるお話ありがとうございます。

「国家無答責」についてはよく理解していませんが、日本国憲法の「国民は……」で始まる条文には大きな問題があると思っています。

いっぽう「何人も……」で始まる条文もあり、これらの使い分けがいかなる理由によるものか検討されなければなりません。

自由と基本的人権についていえば、自然権としてのそれを認めるべきであり、国民という枠をはめるべきではないと考えます。

長く書いている時間はないのですが、「国民」を規定する憲法第 10 条「第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」に基づいて定められている国籍法の血統主義を改めていくことが、将来的な課題にならなければなりません。

歴史的にみれば、日本帝国主義により侵略された朝鮮・中国人の人々が強制的に日本人にされ、日本の敗戦、そして日本国憲法の成立により、今度は一方的に日本国籍を奪われ、社会保障も受けられなくなるという歪んだ事実があり、現在もあり続けています。

それはアメリカの統治下におかれた当時の沖縄の人々も同様です。

護憲を声高に叫ぶ人たちは、これら裏面の事実を自覚していなければならない、ということを私は徐京植さんのご本から学びました。

浅薄な知識でしかありませんが、私はこのように考えています。

\*\*\*\*\*

### 【Hさんへのメール】

※ H さんは名古屋入管で死亡した（させられた）ウィシュマ・サンダマリ的事件に心を痛め、名古屋

屋入管職員を容疑者不詳のまま保護責任者遺棄致死傷容疑で名古屋地検特捜部に告発状を提出した方である。私は H さんの行動に共感し、メールで連絡をとった。以来何度かメールのやり取りをさせてもらっている。

H さんから、ウイシュマさんとその支援者である眞野明美さんの書簡集『ウイシュマさんを知っていますか？』等を送っていただき、そのお礼と感想を発信したものである。

語句の訂正、改行の変更、文章の削除など、修正してあることをはじめにお断りしておきます。

\*\*\*\*\*

昨日『ウイシュマさんを知っていますか？』と『追伸』が届きました。(中略) 眞野さんのウイシュマさんに対する愛情と後悔が、それに応えるウイシュマさんの生の声、そして最後には絞り出すような叫びが聞こえてくるようでした。

いただいた書籍は、知人たちにこの事件を紹介する「手段」として活用させていただきます。

H さんの「講演録」も拝見しました。

手探りで告発状を提出したくだけは、私の東大和市議会（被告は東大和市長）を本人訴訟という形で提訴するに至った経過ともダブって、身近に感じられました。

しかし身近ではありながら、H さんと私とでは決定的な違いがあります。私の場合は徹頭徹尾自分の信じる「正義」（他に適当な言葉が見当たりません）に発した自己的なものであるのに対し、H さんの動機は不当に奪われた在日外国人のいのちという、いわば他者への思いが源になっているという点です。

H さんはきわめて謙虚に語っておられますが、告発を思い付きはしても、なかなかそこまで踏み切る例はありません。私が H さんの行動に心動かされたのはそこだと思えます。

先日、東大和市で「復員日本兵の PTSD」という講演と対話の集会を持ちました(チラシ添付します)。そこでお話いただいた黒井秋夫さんという方は、ご自分のお父様との生活をつうじて、精神障害兵士として帰還した日本兵の問題を語り合うべく「PTSD の復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」を立ち上げ、ご自宅の庭に交流館を建ててしまわれた方です。

精神障害兵士の問題は、一部の研究者の間ではテーマとして取り上げられることはあったのですが、黒井さんが声をあげたことによって一変しました。それまで個人的な資質の問題や、家庭内の問題として扱われ、歴史の闇に隠されていた復員精神障害兵士の問題が明るみに出され、多くの人たち（帰還兵本人というよりは、むしろその家族の人たち）とのつながりができ、社会的な広がりも出てきています。

黒井さんの例は、まさに声をあげ行動することが、人々を動かし、状況を変えるきっかけになるということを示していると思えます。

黒井さんの当日のご発言で心に残ったものがあります。その内容は「私たちは銃を持つよりも難民となることを選ぶ」「難民の姿は自分たちの明日のリアルだ」というものです。言葉としては正確ではないかもしれませんが、おっしゃっていた主旨はほぼこのようなものであると考えています。

この言葉は黒井さんの覚悟の表明であり、ガンジーの不服従の思想とも共通し、コスタリカ共和国の

非武装の現実とも通じるものです。それは私の「弱さ」を強く打ちました。

戦争には対しては反対する立場をとりながらも、侵略や不当な支配に対する戦いまで否定するものは少ないかと思えます。ミャンマーでの武器を手にした市民の闘いを否定する論調は少ないでしょう。私もその闘いを認め、連帯したいと思ったひとりでした。しかし、黒井さんの言葉を聞いてその「信念」が揺らいだことも事実です。しかし同時に、侵略に対するゲリラ戦やレジスタンスという闘いまで否定してしまっているものかという疑問が、自分の中には存在し続けてもいます。

それにしても、黒井さんの覚悟の表明《中略》は安易にまねのできないものです。

私は東京都の 10.23 通達（日の丸・君が代強制通達）による被処分者です。2003 年 10 月 23 日に出されたこの通達により、東京都の教育現場にはじわじわと締め付けが強くなり、私も退職の 5 年前ぐらゐからその影響を味わっていました。現実に退職 4 年ぐらゐ前からは儀式のたびに処分を受け続け、そのまま退職となりました。東京都は「確信犯」である教員を再雇用しようとはせず、過酷な追い打ちをかけたのです。

これらの（「闘い」とまでは言えそうにない）「自己主張」に対する弾圧を受ける中で、感じてきたことがあります。

東京都の強硬な姿勢に対して及び腰になっていた組合は、弾圧を受けた教員を全面的に支援するでもなく、現場の組合活動家ですら通達に従っていたという事実です。もちろん組合としては日の丸・君が代の強制に反対の姿勢を示し、また当局との交渉はしていたと思いますが、学校現場での直接的な闘いの方針を示すことはなく、むしろ控える（止めさせる）姿勢であったように思います。

それまで日の丸・君が代強制《中略》を叫んでいた組合活動家である現場の教員が、（歌わないまでも）儀式には起立して通達に添った「形」を示したことです。アリバイ的に（しかもリハーサルの中で）管理職に「強ちに抗議します」のようなことを表明したとしても、それが何になりましょう。

組合活動家ですらこのていたらくですから、少数の非組合員《中略》はおろか一般の組合員ですら「右へ倣え」です。

もちろん東京都全体で見れば通達に反対し、これに抵抗した教員は、当初は相当な数（と言っても、個々の学校現場では数人いるかないかでしたが……）になりました。組合の全面的な支援を得られないなか（都高教は少し事情が違いましたが）、処分された教職員は「日の丸・君が代被処分者の会」を作って裁判闘争に臨んできました。私は積極的に参加していたわけではありませんが、原告の一員としてその末席に加わっていました。

その後の経過はご存じのとおりです。最高裁では懲戒処分は違法とはされませんでした。それ以上の処分（減給・停職）は違法とされました。不服従教員の大量処分後、儀式の場で反対行動に出る教員数は減少し続けましたが、現在でも抵抗を続けている教員は少数とはいえ存在し、裁判も第 5 次訴訟が闘われています。

話が日の丸・君が代反対闘争に傾き過ぎてしまいましたが、私の言いたかったのは、この程度 of 意思表示すらできない現場の教員の実態なのです。

たとえ処分されたとしても、1 回目は「文書訓告」のみです。経済的な損失はありません。せめてそれくらいの意地を見せよと言いたいのですが、実際は上記のとおりです。

2 回目、3 回目と回を重ねても経済的な損失だけで、簡単にはクビにできません。あえて言えば「研修」という名の転向強制がありますが、心理的にきつい面はあるにせよ、交通費が支給され、勤務時間内にセンターまで出張するだけです。クビになったり、まして殺されたり、刑務所に入れられたりするわけではありません。

こう書くと、「お前は子どもたちの教育のことは考えないのか」と言われそうですが、たしかにその時の私は、自分のことしか考えていませんでした。

日の君で処分された多くの先生方は、「ここで自分が強制的に従うと、生徒たちに不当な要求を強いることになる」と真剣に考え、生徒の自由を守るためという使命に従い、抵抗したという事実は数多くあります。げんに、裁判でもそのように証言し、実際にもそういう事例を見聞きしたことは少なくありません。ただ、私はそうではなかったというだけです。

私は 10.23 通達が教育現場に対する不当な政治介入であり、処分された教員はその犠牲者だと思えます。しかし同時に、同通達は現場の教員ひとりひとりに「踏み絵」を迫る思想弾圧であったと考えています。そうであるとすれば、闘い方は「踏まない」ということしかない。隠れキリスタンであれば信仰を持ち続けることはできても、「隠れ日の君反対」では、形式が内実を風化させてしまうのは目に見えています。事実として、もはや現場では日の君があたりまえのものとして実施され、疑問を持つ教員も少なくなっています。

なぜこんなことになってしまったか。時の権力による弾圧が直接的な原因ですが、この件に限らず、日本の労働運動や市民運動の持つ内的な脆弱さがそこにはあるのだと考えています。直接的には、自立した個人の存在の有無です。組合や組織の行動方針に対し、ひとりひとりの個人が、自らの存立をかけて対峙するということが欠けていたのではないかと、今は思います。それは他人事ではなく、自分自身をも含め、これからも考えていかななくてはならない課題です。

ウィシュマさんの死については徹底的に究明され、責任者が処罰されることを望みますし、このこときっかけに、入管問題や在日外国人に対する人権侵害が少しでも改善されるようにと願わないではいられません。と同時に、H さんも述べられていた「私もあなたもそういった環境（放置、無関心、怠慢、ストレス、同調圧力、保身）に影響されて加害者になる可能性が十分にある」ということを自覚していなければなりません。このことは、上記「脆弱さ」と共通する課題であろうと思います。そしてまた同時に、戦争という犯罪を防ぐ為の最終的な分岐点になるような気がします。

（後略）

\*\*\*\*\*

## 『ウィシュマさんを知っていますか？ 一名古屋入管収容場から届いた手紙一』

メールにも書いてあるように、『ウィシュマさんを知っていますか？』をひとりでも多くの人に広めた

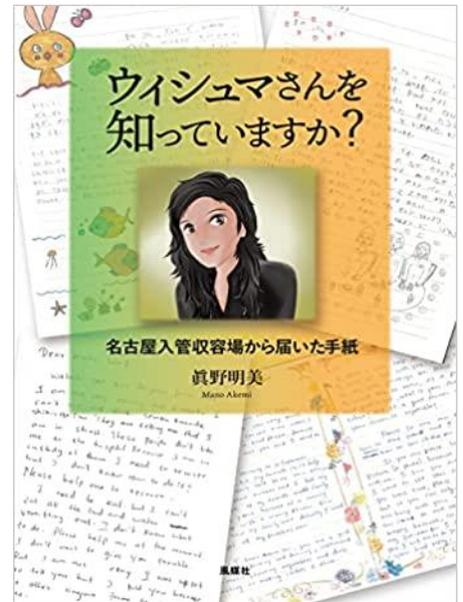
いと思っている。

いわゆる「不法滞在者」と呼ばれる来日外国人は、まるで犯罪者のように扱われ、入管でも非人道的な扱いを受けることが多い。このことは「K さんへの返信」でも書いたように、日本国憲法の「国民は……」で始まる基本的人権の保障の問題とも関連する。国民でないものには、基本的人権がないとでもいうのか。すでにこの時点で日本国憲法は片手落ちであると言わねばならない。

「不法滞在者」の個々の実体を見れば、そのように扱われていいものなどひとつもない。その意味で、この本を強くお勧めしたい。

基本的人権は「何人も」保障されなければならないのであって、まして外国人であるからとして命を奪われることなど、ぜったいにあってはならない。

補筆： 日本国憲法において、最初に「何人も……」で始まる条文が出てくるのは、第 16 条「請願する権利」であることは注目されてよい。



以下は、本の出版を伝える東京新聞 TOKYO Web の記事より転載

### ウィシュマさんが残した手や絵が問い掛ける …名古屋入管収容中に文通重ねた支援者が書籍化…

名古屋出入国在留管理局（名古屋入管）の施設で収容中の3月に亡くなったスリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさん＝当時（33）。面会や文通を通じて支援を続けていた愛知県津島市のシンガー・ソングライター真野明美さん（67）が交流の記録をまとめ、今月中に出版する。タイトルは「ウィシュマさんを知っていますか?」。「託された手紙を通し、どんな社会だったらウィシュマさんが生きていたのかを問い掛けたい」と話す。

ウィシュマさんは2017年に留学の在留資格で来日したものの不法残留となり、昨年8月、名古屋入管の施設に収容された。今年1月から体調不良を訴え、支援者らが求めた点滴治療が行われないうまま3月6日に死亡。当時の入管の対応が厳しく問われている。

★ウィシュマさんの死の真相を明らかにするための活動へのカンパもお願いしたい  
ウィシュマさんの妹さんの活動費・滞在費に多額の費用が必要です！

「名古屋入管死亡事件弁護団」

宛先：指宿弁護士（ウィシュマさん案件の顧問弁護士）

振込先：みずほ銀行・高田馬場支店（046）普通 2593811

預り金 弁護士 指宿 正一（アズカリキン ベンゴシ イブスキ ショウイチ）